

ご契約に関わる重要事項（低圧取次：法人プラン）

この書面は、取次店である株式会社ボーダレス・ジャパン（以下「弊社」といいます。）が、電気事業法第2条の13の規定に従い、本「ご契約に関わる重要事項（低圧取次：法人プラン）」を交付の上、弊社がお客さまと締結する需給契約に関する重要な事項を説明するものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解いただきますようお願い致します。

この書面に記載の電気料金その他の供給条件は、電気需給契約書および電気需給約款（低圧取次：法人プラン）（以下「約款」といいます。）に基づきます。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありませんので、その他詳細事項等は、電気需給契約書および約款をご参照ください。

お申し込み方法

お客さまが新たに電気の供給を希望される場合は、あらかじめ電気受給約款（低圧取次：法人プラン）（以下「約款」といいます。）を承認し、所定の事項を明らかにして弊社所定の方法・様式によって申込みをしていただきます。需給契約は、お客さまからのお申し込みを弊社が承諾したときに成立いたします。

詳細は、約款（第7条 本契約の成立および第26条 契約期間）をご参照ください。

需給契約にお申し込みされた方は、弊社が提供する「寄付プラットフォームサービス」（以下「会員サービス」といいます。）にご加入いただきます。会員サービスは弊社と需給契約を締結する全てのお客さまに付帯されるサービスです。なお、会員サービスについては、別途会員サービスに係る「法人プラン」をご契約のお客さま向け会員サービス約款」をご覧ください。

電力の供給主体

弊社は、取次事業者としてお客さまと電気需給契約を締結しますが、実際の電気の供給は、小売電気事業者である株式会社まち未来製作所（以下「まち未来」といいます。）により行われます。

契約期間等

契約期間は、原則として、需給契約が成立した日から、需給開始日から起算して1年目の日（以下「契約期間満了日」といいます。）までといたします。契約期間満了日までに、お客さまおよび弊社から別段の意思表示がない場合、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

スマートメーター（記録型計量器）の設置

お客さまへの電力供給にあたり、スマートメーターの設置工事が必要となる場合があります。

す。

スマートメーター設置の費用は、原則無料です。

スマートメーターの設置は、電気をご使用する地域の一般送配電事業者が行います。

スマートメーターの設置には2週間程度を要します。スマートメーターへの取替は、お客さまにお手続きいただく必要はございません。工事のスケジュール連絡が来ないまま、工事が完了することがあります。詳細は、お申し込み時にお住いのエリアの一般送配電事業者にお尋ねください。

供給開始日

お客さまと弊社との協議を踏まえ、まち未来と一般送配電事業者と協議のうえ需給開始日を定め、需給開始日から、需給契約にもとづくまち未来による電気の供給を開始します。お申し込み後、弊社より実際の供給開始日をご連絡します。

プラン変更の方は、原則として、お申し込み日以降最初の検針日が新プランの適用開始日となります。

供給エリア・供給電圧・周波数について

供給可能なエリアは、沖縄・離島を除く日本全国です。

供給電圧は、100V、200V または 100V および 200V とします。

周波数は、お客さまが電気を使用する場所の供給区域ごとに以下のとおりとなります。

(北海道電力送配電、東北電力ネットワークおよび東京電力パワーグリッドエリア)

50Hz (ただし、新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60Hz)

(中部電力パワーグリッド、北陸電力送配電、関西電力送配電、中国電力ネットワーク、四国電力送配電、九州電力送配電エリア)

60Hz (ただし、長野県の一部は 50Hz)

契約電力・契約電流・契約容量

契約電力・契約電流・契約容量は、お客さまから申し出を受けた契約電流、契約容量または契約電力とし、約款の定めるところに従い決定いたします。他の小売電気事業者との需給契約を弊社との需給契約に切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流、契約容量または契約電力の値を引き継ぐものといたします。また、転居等で新たに供給を開始する場合は、原則としてその設備の値を適用いたします。

料金について

「ハチドリ電力(法人プラン)」の電気料金(以下「料金」といいます。)は、基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料調整費の合計とします。ただし、九州電力送配電のエリアのお客様の料金は、基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発

電促進賦課金、燃料調整費および離島ユニバーサルサービス調整額の合計とします。詳細は、約款（第 10 条 契約種別および料金）および需給契約書をご参照ください。

電力使用量の計測方法・料金の算定期間

弊社がご請求させていただく料金の計算に用いる電力使用量は、一般送配電事業者が設置するスマートメーターによって、30 分単位で計測された値とし、一般送配電事業者から提供される使用電力量とします。

スマートメーターの設置が新しいプランへの切替日以降になる場合、スマートメーターが設置されるまでの期間における 30 分ごとの使用電力量は、従来の計量器により計量された値とし、一般送配電事業者から提供される使用電力量とします。

料金の算定期間は、原則として、一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）に定める計量期間・検針期間とし、原則として当該期間を「1 月」として算定します。なお、①お客さまにまち未来が電気の供給を開始し、または本契約が終了した場合、②契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合、③検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5 日を上回り、または下回る場合は、料金の日割計算をします。

詳細は、約款（第 11 条 日割計算、第 14 条 使用電力量の計量および検針、第 15 条 料金の算定および算定期間）をご参照ください。

請求金額および検針結果等のご案内

月々の料金、使用電力量、その他お客さまへのご案内事項は、会員専用ウェブページ（マイページ）内のご案内します。

工事費等

弊社は、まち未来が一般送配電事業者から託送約款等に基づき請求された工事費負担金その他費用相当額をお客さまから申し受ける場合があります。詳細は、約款（第 23 条 工事費等の負担）をご参照ください。

その他ご負担いただく費用

弊社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合に、契約超過金をお支払いいただくことがあります。詳細は、約款（第 12 条 契約超過金）をご参照ください。

お客さまが支払期日を経過してもなお料金を支払われない場合は、弊社は、支払期日の翌日から支払日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。詳細は、約款（第 17 条 遅延利息）をご参照ください。

弊社は、お客さまが支払期日を経過してもなお料金を支払われない場合等に、保証金を預け

ていただくことがあります。詳細は、約款（第 18 条 保証金）をご参照ください。

また、弊社は、お客が不正に電気を使用された場合等に約款（第 24 条 違約金および損害賠償の免責）に定める違約金を、お客さまが故意または過失によって一般送配電事業者の設備を損傷等した場合に約款（第 24 条 違約金および損害賠償の免責）に基づく賠償金をお客さまにお支払いいただくことがあります。詳細は約款の該当箇所をご参照ください。

料金その他のお支払方法

料金、工事費等およびその他ご負担いただく費用については、クレジットカード、口座振替または銀行振込でのお支払いとなります。詳細は、約款（第 16 条 支払義務および支払期日ならびに料金の支払い方法）をご参照ください。

※カード会社、金融機関のメンテナンスなどにより、クレジットカードによるお支払いができない場合があります。その場合は、銀行振込の方法によりお支払いいただきます。

お客さま情報の共有

弊社は、託送供給等契約の締結等のため、お客さま情報を他の小売電気事業者または一般送配電事業者、需要抑制契約者および電力広域的運営推進機関、提携事業者、弊社の業務を委託している者、および銀行等の金融機関へ提供することがあります。

電気の需給に関するお客さまのご協力をお願い

電気の需給にあたり、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項等を遵守していただきます。それに伴い、弊社、まち未来または一般送配電事業者からお客さまに以下の事項等へのご協力をお願いする場合があります。詳細は、約款（第 6 条 本契約の申込み 第 4 項、第 19 条 適正契約の保持、第 20 条 お客さまの協力）をご参照ください。

- 1 お客さまの電気のご利用に際し、設備の工事などのために必要となる作業用地の確保
- 2 電気の需給および保安上の必要のため、一般送配電事業者が事前にお知らせした上で実施する停電（お客さまの電気の使用の中止または制限）
- 3 お客さまの承諾を得た上で、一般送配電事業者が必要な業務のために実施するお客さまの土地・建物への立ち入り
- 4 お客さまの電気のご利用にともない他者の電気の使用を妨害する恐れがある場合に、電気の品質の維持・改善のために必要となる装置・設備の施設
- 5 電気工作物に異常、故障がある、もしくはそれらの恐れがある場合、またはお客さまが電気工作物の変更の工事を行い、その工事が完成した場合にはその旨の通知

お客さまからの申出による契約の変更・解約

契約の変更、解約を希望される場合は、末尾記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

他の小売電気事業者への切り替えに伴う解約については、弊社へのご連絡は必要ありません。切り替え先の小売電気事業者にお申し込みください。

なお、お客さまが、付帯サービスである会員サービスに関する契約の解約を弊社にお申し込みされたときその他の事由により会員サービスに関する契約が終了する場合は、弊社は、需給契約の廃止のお申し込みを受けたものとみなし、需給契約の解約の手続きをとらせていただくものとし、会員サービスに関する契約の終了日をもって需給契約が終了します。なお、会員サービスまたは需給契約のいずれかのみ解約は受け付けておりません。

また、お客さまによる需給契約の解約または変更による契約電力等の減少が新たに契約電力等を設定した日または契約電力等を増加した日から 1 年未満の期間内となる場合、お客さまは、まち未来が一般送配電事業者から求められた、託送約款等にもとづく接続供給にかかる料金および工事費の精算金額に相当する金額を弊社に支払っていただきます。弊社から解除をする場合も同様とします。

詳細は、約款（第 27 条 お客さまの申し出による解約、第 30 条 契約の変更）をご参照ください。

弊社からの解除

弊社は、以下の各号のいずれかに該当するときは、お客さまとの需給契約を解除することがあり、当該解除によって、お客さまは弊社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済していただきます。この場合には、解除の 15 日前までにあらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。ただし、お客さまが第 33 条（暴力団排除に関する条項）に違反したときは、弊社は直ちにお客さまとの需給契約を解除できるものとします。

- 1 電気の供給を停止されたお客さまが弊社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されないとき。
- 2 料金の支払期日（既に終了している他の需給契約を含みます。）を 20 日経過してなお支払われないとき。
- 3 需給契約によって支払うこととなった工事費等を支払われないとき。
- 4 本契約の条項（第 33 条（暴力団排除に関する条項）を除きます。）に違反したとき。
- 5 差押もしくは競売または滞納処分を受けたとき。
- 6 破産、民事再生その他の法的整理手続の申立てを受けたとき、または自らこれらの法的倒産手続の申立てをなしたとき。

弊社と本小売電気事業者との契約終了に伴う契約変更

弊社とまち未来との取次委託契約が解除その他の理由により終了した場合、需給契約にもとづく電気の供給主体は、まち未来またはまち未来が指定する第三者となります。この場合、

弊社は、あらかじめその旨をお客さまに通知するものとし、この変更が生じた後、まち未来またはまち未来が指定する第三者は、遅滞なくその旨をお客さまに書面により通知するものとし、なお、変更後の供給条件は、変更前の供給条件と同様とします。

現在の需給契約の解約に伴う不利益事項

お客さまが現在契約されている小売電気事業者との需給契約を解約されることに伴い、以下のような不利益事項が生じることがございます。実際に生じる不利益事項につきましては、現在の小売電気事業者にご確認ください。

- 1 違約金の発生
- 2 ポイント等の失効
- 3 継続利用期間に伴うサービスの失効
- 4 セット割引の停止
- 5 付帯サービスの停止
- 6 過去の電気使用量に関する照会不可
- 7 みなし小売電気事業者からの検針票の提供終了

ウェブサイトまたはEメールによる書面交付

弊社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。なお、お客さまから求めがあった場合、弊社は、お客さまに対し、当該契約に関する供給条件を記載した書面を交付します。

1 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、弊社が適切と考える方法により、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載すること

2 契約変更後の書面交付を行う場合には、弊社が適切と考える方法により行い、まち未来の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載すること

3 上記にかかわらず、約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をとみなさない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないこと

また、お客さまと弊社との間で需給契約が成立した場合、約款、当該契約に関する供給条件を記載した書面については、遅滞なく、弊社が適切と考える方法によりお客さまに交付するものとし、お客さまは、この点について、あらかじめ承諾していただきます。

電源構成について

ハチドリ電力の供給主体であるまち未来は、ハチドリ電力のお客さまの年間電力使用量を超える電力量をFIT電気（※）（太陽光など）から調達します（FIT電気100%、2020年9月～2021年3月の間の計画値）。

※「ハチドリ電力」がこのFIT電気を調達する費用の一部は、弊社以外のお客さまも含めて電気の利用者が負担する賦課金によって賄われており、CO2が排出されないことを始めとする再生可能エネルギーとしての価値を訴求するにあたっては、国の制度上、非化石証書の使用が必要とされています。

弊社が販売するFIT電気は、CO2排出量について火力発電なども含めた全国平均の電気のCO2排出量を持った電気として扱われます。

問い合わせ先

<取次業者>

〔ハチドリ電力カスタマーサポート〕

電話 092-402-1115

平日 10:00～17:00（土日/祝日、年末年始は休業）

取次事業者の名称

名称：株式会社ボードレス・ジャパン

<小売電気事業者>

〔まち未来製作所カスタマーサポート〕

電話 045-264-4502

平日 10:00～17:00（土日/祝日、年末年始は休業）

小売電気事業者の名称と登録番号

名称：株式会社まち未来製作所

登録番号：A0454